

コミュニティ・スクール 推進ガイドライン

－「人がつながり ともに創る みんなの学校」を目指して－

令和4年5月

神戸市教育委員会

<学校づくりの指針>

神戸が目指す これからの学校の姿

「人がつながり ともに創る みんなの学校」

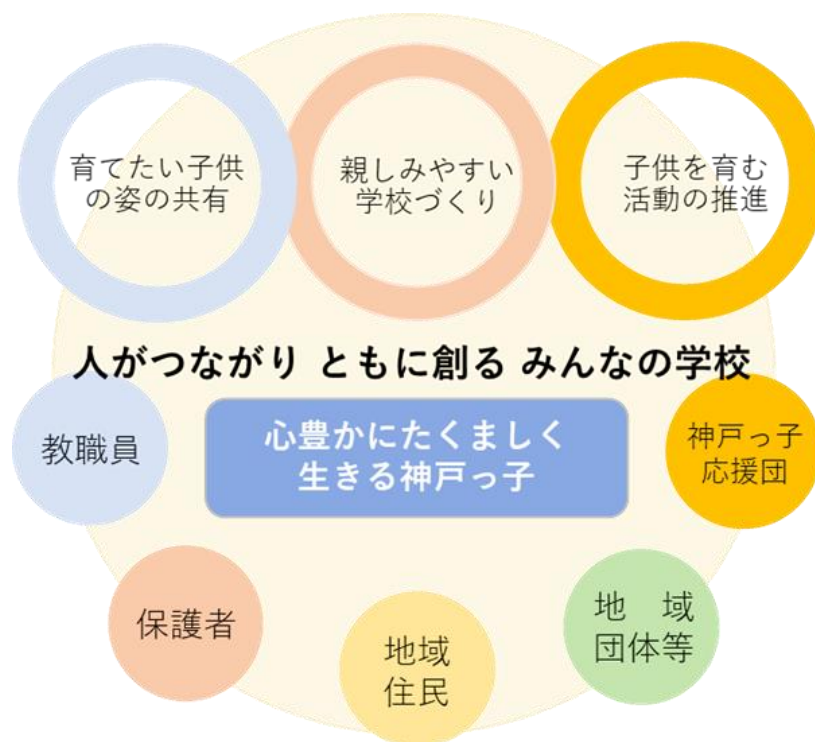
子供たちの生きる力を育むのは、人と人とのつながり。
学校、保護者、地域の皆さんのつながりの輪の中で、
地域とともに創る学校を実現し、未来の担い手となる神戸っ子を育みます。

神戸市では、保護者、地域の皆さんとのつながりの輪の中で、子供たちの生きる力を育む学校、「人がつながり ともに創る みんなの学校」を、「これからの学校の姿」として掲げています。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、地域に開かれた学校づくりを進め、さらに、「地域とともに創る学校」を実現し、学校教育を持続可能なものにするための仕組みです。

育てたい子供像や学校のビジョンを学校、保護者、地域住民等（以下、「地域」という。）との間で共有し、その実現に向けて、それぞれが多様な経験やスキルを持ち寄り、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、つながりの輪の中で子供たちの生きる力を育むことが重要です。

未来の担い手を育み、地域の、神戸の豊かな未来を切り開くために、コミュニティ・スクールづくりをしっかりと進めていきましょう。



1. コミュニティ・スクールとは

(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の目的

- ・コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第47条の5に規定する、保護者や地域が一定の権限を持って学校運営に参画する仕組みである、「学校運営協議会」を設置した学校です。
- ・急速な社会情勢の変化に伴い、学校を取り巻く状況は複雑化・多様化しています。こうした中、子供たちの「生きる力」を育むには、教職員だけではなく、保護者、地域、それぞれが多様な経験やスキルを持ち寄り、地域全体のつながりの輪の中で子供たちの学びや成長を支える、「地域とともに創る学校」の実現に向けた取組を進める必要があります。
- ・コミュニティ・スクールは、「地域とともに創る学校」の実現に向け、社会に開かれた教育を実践し、未来の担い手である子供たちを育む仕組みです。制度の趣旨を踏まえて、これからの学校運営を行っていく必要があります。

(2) ガイドラインの位置づけ

- ・令和3年12月より、学識経験者、保護者・地域の皆さんの参画による「開かれた学校づくりに関する有識者会議」を開催し、同会議の議論を踏まえ、学校づくりの指針として「神戸が目指すこれからの学校の姿」（以下、「これからの学校の姿」という。）を策定しました。コミュニティ・スクールは、「これからの学校の姿」を実現するうえで中心となる取組です。
- ・本ガイドラインを踏まえ、コミュニティ・スクールを実効性のある取組とし、学校、保護者、地域の連携・協力により子供たちの生きる力を育む、「地域とともに創る学校」を目指しましょう。
- ・また、学校運営協議会の委員の意見申し出や、保護者や地域との連携・協力活動に対する予算の支出等、事務的な事項については、「コミュニティ・スクール事務の手引き」に記載しています。

(3) 将来的に目指す姿とステップ

- ・本市では、令和4年度中にすべての小学校、中学校、義務教育学校に学校運営協議会を設置します。これから学校運営協議会を設置する学校、すでに協議会が設置され、保護者、地域との連携・協力活動が活発に行われている学校など、学校園によって状況は異なりますが、目指す学校の姿は、学校、保護者、地域が同じビジョンのもと、その実現に向けて、それぞれが多様な経験やスキルを活かし、地域全体で子供たちの学びや成長を支える学校、「地域とともに創る学校」です。
- ・まずは、様々な学校情報の積極的な発信・共有を通じて保護者、地域との信頼関係を構築しながら地域に開かれた学校づくりを進め、さらに「地域とともに創る学校」へと、ステップアップをしていく必要があります（※「地域とともに創る学校」の実現に向けたステップアップ例を参照）。

<参考>令和4年度に学校運営協議会を設置する学校の実例

① 学校運営協議会の設置

- ・学校課題を踏まえた建設的な議論・連携協力活動につながるような人選をもとに学校運営協議会の立ち上げ

② 制度理解の促進と信頼関係の構築

- ・学校、保護者、地域のコミュニティ・スクールに対する理解の促進
- ・学校情報の発信や学校見学等を通じた、保護者・地域との信頼関係の構築

③ 連携・協力活動の実施

- ・神戸っ子応援団をはじめとするこれまでの学校支援活動を踏まえつつ、新たな学校課題への対応や、より多くの方が参加しやすい形へと見直した連携・協力活動の実施

④ 「育てたい子供の姿・学校ビジョン」を議論

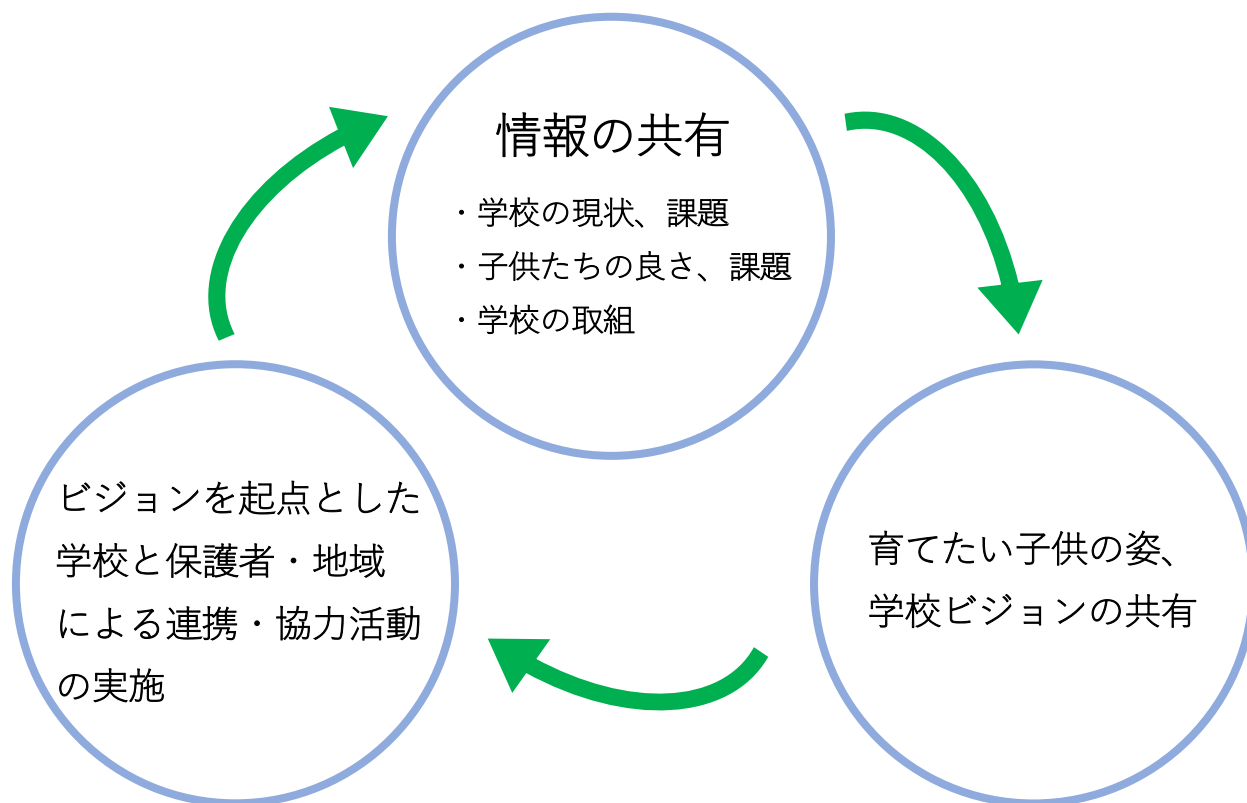
- ・学校運営協議会において、学校の現状・子供たちの良さや課題をもとに、学校、保護者、地域で共有する「育てたい子供の姿」や「学校ビジョン」について話し合いを始める

○ 「地域とともに創る学校」の実現に向けたステップアップ例

目標期間	～R3	R4～R5	R6～
ステップ	現状	導入期	成長期
学校と保護者、地域の関係性	学校、保護者、地域の関わりは特定の個人・行事に限定されている	学校と保護者、地域が、同じビジョンのもと、継続的に結びつく関係となる	学校、保護者、地域が、ビジョンの実現に向けて、当事者意識を持ち、主体的に連携・協力活動を行う
育てたい子供の姿、学校ビジョン	学校が決めて、保護者、地域に共有する	子供たちの良さ・課題等をもとに学校が作成し、学校運営協議会で議論し、承認する	子供たちの良さ・課題等をもとに、学校運営協議会において、ともに創り上げる
連携・協力活動	・学校の求めに応じた支援が中心となっている	・学校課題を共有する ・学校課題に応じて、ともに活動しやすいよう既存の活動を見直す	・学校課題を共有する ・同じビジョンに向かって活動を計画、実施する ・人材や設備、資源を提供し合う ・学校が「地域がつながる場」となり、地域活性化の場となる

2. 進め方

- ・コミュニティ・スクールを推進するうえでは、学校、保護者、地域が同じ目標のもと、誰もが学校運営の当事者となり、そのゴールに向かってお互いが補い合いながら活動を実施することが必要となります。そのためには、下記に示すような好循環を作り出していくことが重要です。



(1) 情報の共有

- ・学校、保護者、地域の連携・協力を進めるには、相互理解を深める必要があります。まずは、学校から、学校がどのような状況なのか、どのような方向を目指しているのか、そのために何をやるのか、学校の現状・課題・取組等を積極的にオープンにし、保護者や地域の学校教育に対する関心や意識を高め、親しみやすい学校としていく必要があります。

(2) 育てたい子供の姿、学校ビジョンの共有

- ・さらに、子供たちの今の姿や自校の現状・課題、地域特性等を踏まえ、どのような子供を育てたいのかを明らかにする学校ビジョンを共有し、保護者、地域に当事者として学校運営に参画いただく必要があります。
- ・学校ビジョンは「育てたい子供像」及び「その実現に向けた教育活動」の2つから構成されます。下記のステップを参考に、学校ビジョンについて学校運営協議会において熟議のうえ、保護者や地域の思いにこたえるものとするのが重要です。

【学校ビジョンの策定ステップ（※）】

① 子供の実態の確認と共有

- ・学校の客観的なデータ（学力・学習状況調査、体力・運動能力等調査、学校評価、いじめ件数、不登校者数、健康状況等）をもとに、自校の子供たちの実態（良さや課題）を整理する。

② 子供の実態の背景にある要因の検討

- ・子供たちの実態の整理の後、その背景にある要因を検討する。

③ 育てたい子供の姿の設定

- ・子供の実態の背景にある要因を踏まえて、教育活動を通して、どのような子供に育てたいのかを明らかにし、育てたい子供像を設定する。

④ それを実現するための教育活動の設定

- ・育てたい子供像を実現するために必要となる教育活動を設定する。

（3）連携・協力活動の実施

- ・学校、保護者、地域の連携・協力活動は、学校運営協議会において共有した育てたい子供の姿や学校ビジョンに基づき進めていきます。
- ・授業支援や学校行事等、教育課程に位置づけられた活動や、学力格差、体力・運動能力の低下、いじめ、不登校、健康不安といった子供たちを取り巻く様々な教育課題についても、保護者、地域、関係機関と協議のうえで、放課後の学習支援や学校内外での居場所づくり等に取り組むことにより、学校だけでは対処できない課題の解決につながることもあります。
- ・まずは、学校や地域の実情に応じて「できること」から取り組み、その成果を発信・共有することで、参加者の数を増やししながら、連携・協力活動の輪を広げる好循環を生むことが重要です。

3. 学校運営協議会

(1) 主な役割と学校評議員との違い

- ・学校運営協議会は、保護者や地域のご意見を学校運営に反映させるために、主に下記の役割を担います。

- ・ 学校運営に関する基本方針の承認
- ・ 対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる
- ・ 対象学校の職員の採用その他の任用に関して、特定の個人に関するものを除き、教育委員会に対して意見を述べるができる
- ・ 学校関係者評価の実施
- ・ 校長が学校運営協議会に諮る必要があると認める事項の協議
- ・ 学校運営協議会が合議のうえ議題として決定した事項の協議

※下線部は地教行法第 47 条の 5 に定められた事項

- ・従来の学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する保護者や地域の意見を聞くことを目的としており、「委員から個別に意見（評価）をいただく」、「学校運営の一部についてのみ協議する」など、その役割は限定的なものでした。
- ・一方、学校運営協議会は育てたい子供の姿や学校ビジョンを学校と共有するとともに、教育委員会や校長に意見を述べる一定の権限を有する合議制の機関です。熟議をつくした意見を学校運営に活かし、目標をしっかりと共有して、学校、保護者、地域が連携・協力活動に取り組むことで、「地域とともに創る学校」の実現を図ることができます。

(2) 委員の人选

- ・学校運営協議会の委員については、学校と目標を共有しながら、学校や子供たちの課題解決や教育活動の充実に向けて、建設的な議論ができる方々、学校とともに協力しながら行動していただける方々に就任いただく必要があります。
- ・人選にあたっては、保護者や地域団体の関係者、当該校の卒業生、学識経験者のほか、NPO、大学生等、幅広い活動主体や世代に参画いただき、多様な意見を得られるようにしましょう。
- ・学校評議員から継続して就任していただく場合は、これまでの学校評議員会の単なる看板の掛け替えとならないよう、コミュニティ・スクールの意義や役割、学校評議員との違いを共有することが重要です。

(3) 会議運営に際しての留意事項

- ・学校運営協議会で本来協議すべき学校運営に関する課題が明示されず、学校からの定型的な報告が中心で、ただ、決められた時期・回数 of 学校運営協議会を開催すること自体が目的となっ

てしまうと、学校運営協議会の本来の意義が達成されず、むしろ保護者、地域の会議参加の負担感だけが大きなものとなり形骸化してしまいます。

- ・学校運営協議会設置の趣旨を踏まえ、保護者や地域住民と同じビジョンのもと、連携・協力活動を活性化し、「地域とともに創る学校」の実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・また、協議会の委員が児童生徒の意見を聞くことにより、学校の実態をより適切に把握できるということも考えられます。児童生徒の意見を学校運営に反映させることは、児童生徒の主体性・社会性を育むことにも繋がります。協議会の議論の内容によっては、児童生徒の意見を取り入れ、協議会の議論が効果的なものとなるよう取り組んでください。

(4) 効果的な情報発信

- ・学校運営協議会での協議内容や会議結果は原則として公開とします。コミュニティ・スクールの取組について、学校運営協議会委員の方だけに留まらず、保護者や地域に広くお知らせしていくことが重要です。
- ・学校だよりやホームページ、「すぐる」など、様々なツールを活用し、コミュニティ・スクールの取組を積極的に発信することにより、学校課題を踏まえた保護者や地域と一体となった活動について、より多くの保護者、地域住民、地域団体等の関心を高め、幅広い方々の参画を目指していきましょう。

【参考】 学校運営協議会の年間活動例

4～6月：基本方針の承認、今年度の取組について協議

7～1月：新たに生じた学校課題等に関する協議

基本方針を踏まえた取組の実施と活動報告

2学期以降の取組について協議

2～3月：学校評価に関する協議

次年度の基本方針に関する協議（＝学校関係者評価の意見聴取）

4. 学校、保護者、地域の連携・協力活動

(1) 学校、保護者、地域の連携・協力活動

- ・学校、保護者、地域が信頼関係を構築したうえで、共有した目標（育てたい子供の姿、学校ビジョン）の実現に向けて連携・協力活動を行います。
- ・教職員の多忙化や、共働き世帯の増加、地域コミュニティの担い手不足などが課題となるなか、効果的に連携・協力活動を実施するためには、育てたい子供像や学校ビジョンの実現に向けた活動に重点化を図る必要があります。
- ・PTA や保護者会、神戸っ子応援団、ふれあい懇話会など、これまでの取組をベースとしながら、各学校の実情に応じて、徐々に活動を充実したものとしていくことが重要です。小さな一歩（スモールステップ）から始め、学校運営協議会において、それぞれの適切な役割分担を行い、持続可能な取組としていかなければなりません。

(2) 神戸っ子応援団

- ・これまで、市長部局の委託事業として、学習支援や見守り活動等、学校への支援活動を実施していただいた「神戸っ子応援団」は、学校運営協議会における議論に基づく、学校と地域との連携・協力活動の担い手として引き続き期待される存在です。
- ・市長部局の委託事業としては廃止としましたが、神戸っ子応援団の活動で培ってきた、地域との信頼関係と組織的な活動のノウハウを連携・協働活動の中で活かすことが重要です。例えば、学校運営協議会委員に神戸っ子応援団の代表者等にご参画いただくことなどが考えられます。

(3) 小学校・中学校の連携

- ・学校運営協議会の設置に伴い、ふれあい懇話会、いじめ防止小中地域会議の開催は必須としませんが、校区の課題に応じて、その趣旨を引き継いだ小学校・中学校が連携した活動が必要な場合は、小中それぞれの学校運営協議会に部会を設置し連携するなどの取組が考えられます。

(4) 教職員に対する周知

- ・協働活動を効果的に推進していくためには、教職員一人一人のコミュニティ・スクールに対する理解を深め、組織的に取り組んでいくことが必要となります。職員会議の中で学校づくりの指針である「これからの学校の姿」や、コミュニティ・スクールの意義や取組を周知し、管理職以外の教職員も含め役割分担を図りながら「地域とともに創る学校」の実現に向けて、一丸となって取組む体制を整えてください。

5. 取組に対する評価

- ・コミュニティ・スクールの取組を効果的かつ持続的なものとするため、当該年度の取組について振り返りを行い、改善すべき点やさらに必要な取組を議論し、次年度の取組につなげてください。
- ・また、「地域とともに創る学校の実現に向けたステップアップの例（P3）」を参照しながら、毎年度の学校評価の中で、学校、保護者、地域でそれぞれ取組について評価を行い、互いに評価結果を共有することとします。「地域とともに創る学校」の実現に向け、コミュニティ・スクールの取組を皆さんでステップアップさせていきましょう。